

四半期報告書

(第48期第1四半期)

自 平成20年4月1日

至 平成20年6月30日

高松機械工業株式会社

(E01510)

第48期第1四半期（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

高松機械工業株式会社

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	10
第4 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【株価の推移】	16
3 【役員の状況】	16
第5 【経理の状況】	17
1 【四半期連結財務諸表】	18
2 【その他】	27
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	28

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 平成20年8月12日

【四半期会計期間】 第48期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）

【会社名】 高松機械工業株式会社

【英訳名】 TAKAMATSU MACHINERY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高松喜与志

【本店の所在の場所】 石川県白山市旭丘1丁目8番地

【電話番号】 076(274)0123(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 溝口清

【最寄りの連絡場所】 石川県白山市旭丘1丁目8番地

【電話番号】 076(274)0123(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 溝口清

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第48期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第47期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (百万円)	3,749	16,220
経常利益 (百万円)	381	2,193
四半期(当期)純利益 (百万円)	186	1,292
純資産額 (百万円)	9,397	9,349
総資産額 (百万円)	16,068	16,184
1株当たり純資産額 (円)	864.77	858.91
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	17.14	119.04
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	17.13	118.73
自己資本比率 (%)	58.3	57.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△235	2,061
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	513	△1,276
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△198	△473
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	1,228	1,159
従業員数 (名)	396	370

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	396
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	371
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	台数(台)	金額(百万円)
工作機械事業	336	3,151
その他の事業	—	—
合計	336	3,151

(注) 1 金額は、消費税等を含まない販売価格によって表示しております。

2 工作機械事業におきましては、旋盤に限定して表示しております。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高		受注残高	
	台数(台)	金額(百万円)	台数(台)	金額(百万円)
工作機械事業	331	2,945	496	4,403
その他の事業	—	—	—	—
合計	331	2,945	496	4,403

(注) 1 金額は、消費税等を含まない販売価格によって表示しております。

2 工作機械事業におきましては、旋盤・改造機に限定して表示しております。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	台数(台)	金額(百万円)
工作機械事業	323	3,349
その他の事業	—	400
合計	323	3,749

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 主要な相手先別の販売実績及びそれぞれの総販売実績に対する割合

相手先	当第1四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	割合(%)
豊田通商(株)	662	17.7
ユアサ商事(株)	356	9.5
山下機械(株)	269	7.2

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、原油価格や鋼材などの原材料価格が高騰を続け、サブプライムローンの影響によるアメリカ経済の減速感が強まってきたことから、企業の設備投資や個人消費が低迷するなど厳しい状況が続き、景気の下振れリスクも高まってきました。

工作機械業界におきましては、アメリカの景気低迷に加え、中国やインドでも足元にやや弱含み傾向が出てきていますが、ヨーロッパでは増加基調を維持しており、トータル的には高い受注水準で推移してきました。また、受注状況全体を見渡した場合では、業種や企業間で差が出ており、当社の主力である小型機よりも大型機が好調な傾向でありました。

このような状況の中で、当社グループの当第1四半期連結会計期間の連結売上高は37億49百万円となり、また、営業利益は3億62百万円、経常利益は3億81百万円、四半期純利益は1億86百万円となっております。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

工作機械事業

工作機械事業におきましては、受注獲得のために、当社の強みである自動化技術をもって、ユーザに最適なシステムなどの提案を積極的に行ってきました。

また当社では、海外市場の拡大をはかるためにサービス力の強化をはかっています。その方策のひとつとして海外拠点の拡充を考えており、現地法人の設立や現在の拠点の現地法人化に向けた検討を進めてきました。

研究開発では、ユーザからのニーズである省スペース、省エネに応えた新機種開発を進めており、8インチチャックで業界最小クラスとなる「XC-150」を開発しました。

以上のような営業活動の結果、当第1四半期連結会計期間における工作機械受注高は、29億45百万円となりました。

売上高におきましては、客先納入機の検収及び出荷ずれ等もあった影響から、33億49百万円となりました。その内訳は、内需23億7百万円、外需10億42百万円、外需比率31.1%であります。また、営業利益は、3億48百万円となりました。

その他の事業

その他の事業におきまして、IT関連製造装置事業及び自動車部品加工事業ともに、事業拡大を進めていくために、積極的な営業活動を行って受注確保に努めてきました。また、安定的な生産を継続することで売上を計上してきました。

以上の結果、売上高が4億円、営業利益が14百万円の増収増益になりました。

(2) 財政状態の分析

① 資産

流動資産は、前連結会計年度末に比べて、1.4%減少し、112億34百万円となりました。これは主として、たな卸資産の増加、現金及び預金、受取手形及び売掛金の減少によるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて、0.8%増加し、48億34百万円となりました。これは主として、有形固定資産、投資有価証券の増加によるものであります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて、0.7%減少し、160億68百万円となりました。

② 負債

流動負債は、前連結会計年度末に比べて、2.3%減少し、59億84百万円となりました。これは主として、その他流動負債の増加、支払手形及び買掛金、賞与引当金、未払法人税等の減少によるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて、3.2%減少し、6億86百万円となりました。これは主として、長期借入金の減少によるものであります。

この結果、負債は、前連結会計年度末に比べて、2.4%減少し、66億70百万円となりました。

③ 純資産

純資産は、前連結会計年度末に比べて、0.5%増加し、93億97百万円となりました。これは主として、四半期純利益によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

① 営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益、たな卸資産の増加、賞与引当金の減少、法人税等の支払等により2億35百万円の資金流出となりました。

② 投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出、定期預金の払戻等により5億13百万円の資金流入となりました。

③ 財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済、配当金の支払等により1億98百万円の資金流出となりました。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物の四半期末残高は12億28百万円となり、期首残高に比べ68百万円増加しました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第127条各号に掲げる事項)は次のとおりです。

当社は、平成20年5月9日開催の取締役会において、会社法施行規則第127条に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます)を決定しました。

I. 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、株式公開会社として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、株主に買収内容を判断するために必要な合理的な情報・期間を十分に与えることなく、一方的に大規模買付行為を強行する動きが顕在化しており、これら大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同利益を毀損するおそれのあるものも散見されます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーとの信頼関係を理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主共同利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ひいては株主共同利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案、又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような提案に対して、当社取締役会は株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のご判断のために必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

II. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社は、昭和23年に織機メーカーの下請けとして個人創業後、工作機械の自社ブランド製品を開発したことで工作機械事業に進出し、昭和36年に会社を設立して以降、工作機械及び周辺装置の製造・販売を主要な事業として発展してきました。

当社の経営理念は、『高松機械は「社会に貢献」する。お客様には、安全でメリットのある商品を 従業員には、生活の安定と希望を 株主には、適切な配当を 提供すると共に、協力企業とも共存共栄の精神をもって、社会の発展に積極的に貢献する。』であります。この経営理念と、「お客様に稼ぐ機械を提供する」ことをモットーとして、これまで成長を続けてきました。

機械単体の標準機を販売するのではなく、お客様のニーズに細かく対応し、当社からも適切な加工方法などの提案を行うことで、コストパフォーマンスや使い勝手に優れた自動化された製品群をお客様に提供し続けることが当社の企業価値の源泉であると考えており、そのためのたゆまぬ努力を継続しています。

また、企業体質の強化をはかるため、これまで工作機械事業で培ってきたノウハウを活かした事業の多角化として、液晶や半導体関連の製造装置の一部を製造するIT関連製造装置事業、自社製品で構築された自動化ラインによって部品加工を行う自動車部品加工事業を展開しており、受注・生産・販売を積極的に行うことで、事業の安定と事業規模の拡大を推進し、企業価値の向上をはかっています。

Ⅲ. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取り組み

近年わが国においては、会社の経営陣との間で、十分な協議又は合意のプロセスを経ることなく、一方的に大規模買付行為を強行するといった動きが顕在化しております。

もとより、大規模買付行為に応じて当社株式等を売却するか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであります。しかしながら、大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様が短期間のうちに適切に判断していただくためには、大規模買付者と取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式を継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付者の提案(経営方針、事業計画等)は、その継続保有の是非を検討する上で重要な判断材料となります。

また、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのか、大規模買付者の提案と比べて当社の企業価値ひいては株主共同利益を高める代替案があるのか否かという点も、株主の皆様にとっては重要な判断材料となります。

このようなことを踏まえ、当社取締役会では、大規模買付行為に際しては、まず、大規模買付者が事前に株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を提供すべきであるという結論に至りました。

当社取締役会も、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する検討を速やかに開始し、当社取締役会としての意見を公表します。また、大規模買付者が行った提案内容の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示を行うこともあります。

かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案に対する諾否、あるいは当社取締役会から提示した代替案がある場合には、大規模買付者の提案と当該代替案との優劣を比較検討することが可能となり、大規模買付者の提案に対する最終的な諾否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の確保と検討の機会が得られることとなります。

以上のことから、当社取締役会は、大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、不適切な買収を防止し、当社の企業価値ひいては株主共同利益の確保・向上に資するものと考え、当社株式等の大規模買付行為に関するルールを設定するとともに、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」(以下、「本プラン」といいます)を第47回定時株主総会(平成20年6月26日開催)に議案として上程し、株主の皆様のご承認をいただきましたので発効しました。

なお、詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成20年5月9日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針及び当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)について」をご参照下さい(http://www.takamaz.co.jp/5ir/puresririsu/080509_2.pdf)。

V. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則(①企業価値・株主共同利益の確保・向上、②事前開示・株主意思、③必要性・相当性)に沿うものであります。

2. 当社の企業価値ひいては株主共同利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する情報の提供及び評価・検討等を行う期間の確保を求めることにより、株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かを適切に判断すること、当社取締役会が代替案等を提示すること、又は大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ひいては株主共同利益の確保・向上を目的としております。

3. 合理的な客観的発動要件の設定

本プランにおける対抗措置は、あらかじめ定められた合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

4. 株主意思を尊重するものであること

本プランは、第47回定時株主総会における株主の皆様の承認をもって導入されました。また、株主総会における本プラン廃止の通常決議を通じて本プランを廃止することが可能です。この点においても株主の皆様の意思が反映されることとなっております。

5. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の自己保身のために本プランが濫用されることを防止するために、第三者委員会を設置し、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置の発動を判断するにあたっては、取締役会の恣意的判断を排除するために、第三者委員会の勧告を最大限尊重した上で、その決議を行うこととしております。

また、その判断の概要については、株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は、24百万円であります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,020,000	11,020,000	東京証券取引所 (市場第二部)	—
計	11,020,000	11,020,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

旧商法第280条ノ20及び旧商法280条ノ21もしくは会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成15年6月26日)	
	第1四半期会計期間末現在 平成20年6月30日
新株予約権の数	3個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,600株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり334円(注)2
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日から 平成20年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 334円 資本組入額 167円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使時においても当社の取締役、従業員又は当社連結子会社の取締役の地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権者が、定年・任期満了による退任・退職、又は会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書の内容に抵触していないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する契約において、新株予約権を譲渡してはならないことを定めることができる。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,200株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力の発生時期をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く)は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとする。

株主総会の特別決議日(平成16年6月25日)	
	第1四半期会計期間末現在 平成20年6月30日
新株予約権の数	22個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	26,400株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり550円 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から 平成21年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 550円 資本組入額 275円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使時においても当社の取締役、従業員又は当社連結子会社の取締役の地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権者が、定年・任期満了による退職・退任、又は会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 当社と新株予約権者の間で締結する新株予約権割当契約書の内容に抵触していないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する契約において、新株予約権を譲渡してはならないことを定めることができる。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,200株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力の発生時期をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く)は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとする。

株主総会の特別決議日(平成19年6月27日)	
	第1四半期会計期間末現在 平成20年6月30日
新株予約権の数	2,570個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	257,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり915円(注)2
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日から 平成24年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,100円 資本組入額 550円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使時においても当社の取締役、従業員又は当社連結子会社の取締役の地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権者が、定年・任期満了による退職・退任、又は会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 その他の条件については、平成19年6月27日開催の当社第46回定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力の発生時期をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法194条の規定に基づく自己株式の売渡し、新株予約権の行使の場合、を除く)は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年6月30日	—	11,020,000	—	1,835	—	1,776

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 156,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,861,600	108,616	—
単元未満株式	普通株式 2,000	—	—
発行済株式総数	11,020,000	—	—
総株主の議決権	—	108,616	—

② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 高松機械工業株式会社	石川県白山市旭丘1-8	156,400	—	156,400	1.42
計	—	156,400	—	156,400	1.42

(注) 当第1四半期会計期間末の自己株式数は、181,824株であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高(円)	645	750	752
最低(円)	603	634	720

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	就任年月日
監査役	非常勤	鍛治敏弘	昭和22年 2月2日生	昭和40年4月 名古屋国税局入局 昭和62年7月 金沢税務署所得税第4部門総括 国税調査官 平成8年6月 金沢国税局課税部訟務官 平成14年7月 金沢国税局人事第一課長 平成17年7月 金沢国税局徴収部長 平成18年8月 税理士開業 平成20年7月 当社監査役就任(現任)	(注) 2	—	平成20年 7月10日

(注) 1 監査役鍛治敏弘は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2 監査役の任期は、平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,013	3,494
受取手形及び売掛金	5,767	5,821
製品	371	262
原材料	715	627
仕掛品	1,025	864
貯蔵品	18	26
その他	331	307
貸倒引当金	△8	△17
流動資産合計	11,234	11,388
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,322	1,315
土地	1,522	1,522
その他（純額）	1,239	1,226
有形固定資産合計	※1 4,085	※1 4,064
無形固定資産	2	2
投資その他の資産		
その他	757	741
貸倒引当金	△10	△12
投資その他の資産合計	746	728
固定資産合計	4,834	4,796
資産合計	16,068	16,184

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,558	4,610
短期借入金	454	487
未払法人税等	215	492
賞与引当金	68	165
役員賞与引当金	10	36
製品保証引当金	23	18
その他	653	316
流動負債合計	5,984	6,125
固定負債		
長期借入金	15	48
退職給付引当金	462	460
役員退職慰労引当金	190	189
その他	18	11
固定負債合計	686	709
負債合計	6,670	6,835
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,835	1,835
資本剰余金	1,833	1,834
利益剰余金	5,715	5,637
自己株式	△79	△55
株主資本合計	9,304	9,251
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	70	67
為替換算調整勘定	△3	11
評価・換算差額等合計	67	79
新株予約権	24	18
少数株主持分	0	0
純資産合計	9,397	9,349
負債純資産合計	16,068	16,184

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
売上高	3,749
売上原価	2,802
売上総利益	947
販売費及び一般管理費	※ 584
営業利益	362
営業外収益	
受取利息	3
受取配当金	3
再生物売却収入	8
その他	8
営業外収益合計	24
営業外費用	
支払利息	1
手形売却損	0
為替差損	0
関係会社支援費用	0
持分法による投資損失	1
その他	0
営業外費用合計	5
経常利益	381
特別利益	
貸倒引当金戻入額	11
特別利益合計	11
特別損失	
固定資産売却損	0
固定資産除却損	0
特別損失合計	0
税金等調整前四半期純利益	393
法人税、住民税及び事業税	211
法人税等調整額	△4
法人税等合計	206
少数株主損失(△)	△0
四半期純利益	186

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	393
減価償却費	90
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	1
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△11
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△96
受取利息及び受取配当金	△7
支払利息	1
売上債権の増減額 (△は増加)	58
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△348
仕入債務の増減額 (△は減少)	△51
その他	208
小計	238
利息及び配当金の受取額	7
利息の支払額	△1
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△480
営業活動によるキャッシュ・フロー	△235
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△24
有形固定資産の売却による収入	0
投資有価証券の取得による支出	△0
定期預金の預入による支出	△1,785
定期預金の払戻による収入	2,335
その他	△11
投資活動によるキャッシュ・フロー	513
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△66
配当金の支払額	△108
自己株式の取得による支出	△28
自己株式の売却による収入	4
財務活動によるキャッシュ・フロー	△198
現金及び現金同等物に係る換算差額	△10
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	68
現金及び現金同等物の期首残高	1,159
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,228

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日
会計方針の変更 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。この結果、従来の方法によった場合に比べて、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ21百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日
棚卸資産の評価方法 当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日
1 有形固定資産の耐用年数の変更 当社は、平成20年度の法人税法の改正を契機とし、資産の利用状況を見直した結果、機械及び装置の一部につき、当第1四半期連結会計期間より耐用年数の変更を行っております。 この結果、従来の方法によった場合に比べて、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ4百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。
2 退職給付引当金 当社は、平成20年4月1日付で能力・成果主義に基づく退職金制度を導入し、退職金規程を改定しております。また、平成20年5月1日付で退職年金制度を改定し、税制適格年金制度から確定給付企業年金法による規約型確定給付企業年金制度へ移行しております。 これらの改定により、退職給付会計における退職給付債務額が24百万円増加し、同額の過去勤務債務が発生しております。 なお、過去勤務債務は発生年度より3年にわたり均等償却しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 平成20年6月30日		前連結会計年度末 平成20年3月31日	
※1	有形固定資産の減価償却累計額 4,437百万円	※1	有形固定資産の減価償却累計額 4,357百万円
2	輸出手形割引高 7百万円	2	輸出手形割引高 46百万円
3	債務保証 (株)タカマツエマグ 125百万円	3	債務保証 (株)タカマツエマグ 125百万円

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給与・手当	159百万円
賞与引当金繰入額	26百万円
退職給付費用	16百万円
役員賞与引当金繰入額	10百万円
減価償却費	7百万円
製品保証引当金繰入額	4百万円
役員退職慰労引当金繰入額	3百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	3,013百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	<u>△1,785百万円</u>
現金及び現金同等物	<u>1,228百万円</u>

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	11,020,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	181,824

3 新株予約権等に関する事項

会社名	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	24
合計	24

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	108	10	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間におけるリース取引残高は、前連結会計年度末に比べて著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1 当該四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価 2百万円

販売費及び一般管理費 3百万円

2 付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	工作機械事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	3,349	400	3,749	—	3,749
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	3,349	400	3,749	—	3,749
営業利益	348	14	362	—	362

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な製品

(1) 工作機械事業……工作機械、付属関連部品・サービス

(2) その他の事業……IT関連製造装置、自動車部品加工

3 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第1四半期連結会計期間の営業利益は「工作機械事業」が19百万円、「その他の事業」が1百万円減少しております。

4 「追加情報 1 有形固定資産の耐用年数の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より耐用年数の変更を行っております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第1四半期連結会計期間の営業利益は「工作機械事業」が3百万円、「その他の事業」が0百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が、90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	北米地域 (百万円)	ヨーロッパ地域 (百万円)	東南アジア地域 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)
I 海外売上高	335	273	433	—	1,042
II 連結売上高	—	—	—	—	3,749
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	8.9	7.3	11.6	—	27.8

(注) 1 地域の区分の決定方法については、地理的近接度により区分しております。

2 各地域における主要国は次のとおりであります。

(1) 北米地域……アメリカ他

(2) ヨーロッパ地域……ドイツ、イタリア他

(3) 東南アジア地域……タイ、中国他

(4) その他の地域……ブラジル他

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 平成20年6月30日	前連結会計年度末 平成20年3月31日
864円77銭	858円91銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 平成20年6月30日	前連結会計年度末 平成20年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)	9,397	9,349
普通株式に係る純資産額(百万円)	9,372	9,330
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	24	18
少数株主持分	0	0
普通株式の発行済株式数(千株)	11,020	11,020
普通株式の自己株式数(千株)	181	156
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	10,838	10,863

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間 自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	
1株当たり四半期純利益	17円14銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	17円13銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 自平成20年4月1日 至平成20年6月30日
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	186
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	186
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	10,857
四半期純利益調整額(百万円)	—
普通株式増加数(千株)	5
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式 について前連結会計年度末から重要な変動がある場 合の概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月11日

高松機械工業株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 田 雄 一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂 下 清 司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている高松機械工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、高松機械工業株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 平成20年8月12日

【会社名】 高松機械工業株式会社

【英訳名】 TAKAMATSU MACHINERY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高松 喜与志

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 石川県白山市旭丘1丁目8番地

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長高松喜与志は、当社の第48期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

